

○おいらせ町特定用途制限地域に関する条例に基づく特例許可に関する取扱要領

令和3年3月15日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例（令和3年おいらせ町条例第3号。以下「条例」という。）第8条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定による町長の許可（以下「特例許可」という。）を受ける建築物の用途について、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例施行規則（令和3年おいらせ町規則第5号。以下「規則」という。）第2条に規定するもののほか、町長が許可する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の基準)

第2条 町長は、規則第3条に規定による特例許可の申請があった場合において、建築物が次の各号のいずれかに該当し、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合は、特例許可をすることができるものとする。

- (1) 農業の振興に資するもの
- (2) 国県町等が設置及び管理をする公益上必要なもの
- (3) その他町長が認めるもの

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、町長が許可する基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から起算して9月を超えない範囲内において、都市計画法第20条第1項の規定によるおいらせ町都市計画特定用途制限地域の決定の告示の日から施行する。